

「白河市南湖条例」

を制定しました

《制定の背景》

南湖は、享和元年（1801）に白河藩主松平定信により「土民共楽」と「太平無事」の理念のもとに築造されました。明治13年（1880）に太政官布告により公園として開設され、大正13年（1924）に国史跡および名勝に指定されています。歴史や文化が息づく「市民共楽」の地として現代に受け継がれており、四季折々の自然や風景を楽しむことができ、憩いの場所として、市民や来訪者に親しまれています。

その一方で、時代の移り変わりや社会の変化に伴い、南湖の自然や風景も緩やかに姿を変えてきました。南湖の西側では国道294号白河バイパスの開通が間近となり、今後アクセスの向上による来訪者の増加が予測されます。この時機を捉え、市民とともに南湖を守り、魅力を創出しながら次世代へ継承していくために「白河市南湖条例」を制定しました。

《特徴》

南湖の保全および活用に関する基本理念を定め、その理念のもとに市が担う役割を明記しています。条例の文言は、市ホームページをご覧ください。



《構成》

● 目的（第1条）

南湖の保全および活用に関する基本理念を定め、市および市民の共通理解のもと、その恩恵を享受し、次世代に継承することを目的とする。

● 基本理念（第2条）

南湖の歴史および文化的価値を守り、豊かな自然環境および優れた景観を保全すること「市民共楽」の地としてさらなる魅力を創出し、市民が憩い楽しむことができる場とすることを基本理念とする。

● 市の役割（第3条）

市は基本理念を踏まえ、自然環境や景観の保全、市民が豊かな時間を過ごせる場や学びの場の提供、歴史・文化・自然環境に関する調査研究の推進、魅力の発信に努める。

《施行日》

令和4年4月1日

問文化財課 2310